

法教育の概要

法教育とは

- 法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

法教育への社会的要請

- 事後チェックを基盤とする自由で公正な社会において、あらかじめ紛争を防止し、紛争が発生した場合にも、法に基づいた妥当な解決ができる市民を育成すべき
- 法によって自らの権利が守られていることだけでなく、他人の権利も自己の権利と同様に尊重しなければならないことを理解する市民を育成すべき
- 主権者として、法やルールを定める過程（ひいては、裁判員制度など公的なことがら全般）に積極的に参加することの重要性を理解する市民を育成すべき

目指すべき法教育の内容

法は共生のための相互尊重のルールであること

日常生活を支える私法の基本的な考え方

人権と国の仕組みを定める憲法及び法の基礎にある基本的な価値

司法や裁判の意義と役割

実感として
理解し、身
に付ける

新学習指導要領に位置付けられた法教育

○小学校「社会科」

社会生活を営む上で大切な法やきまり（第3学年及び第4学年）
国民の司法参加（第6学年）

○中学校「社会科」

裁判員制度/契約の重要性（公民的分野）

○小・中学校「道徳教育」

集団や社会のきまりを守る（小学校中学年）
法やきまりの意義の理解、相手の立場を理解し、支え合う態度、集団における役割と責任（小学校高学年）

自他の生命の尊重、法やきまりの意義の理解、社会の形成への主体的参画（中学校）

○小・中学校「特別活動」

意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動（学級活動、児童会活動）

○高等学校「公民科」

現代社会について法など多様な角度から理解させる/法の支配と法や規範の意義及び役割/司法制度の在り方/法に関する基本的な見方や考え方/裁判員制度/経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

小学校は平成23年、中学校は同24年、高校は同25年から全面实施